

「2010年度の認定基準改定に伴う経過措置について」補足説明

2009年1月27日付で公表した「2010年度の認定基準改定に伴う経過措置について」(http://www.jabee.org/OpenHomePage/kijun/keika_soti_090127.pdf)の内容について、当該文書にある「新基準」と「旧基準」の用語を用いて以下の通り補足します。

1. (経過措置 2.の補足事項)

一つのプログラムの認定審査に対して適用される認定基準は、新基準か旧基準のいずれか一方のみであり、両基準を混用した審査は行いません。例えば、2010年度入学生対象の学習・教育には新基準の基準 2(授業時間、自己学習時間)を適用し、2009年度以前入学生対象の学習・教育には旧基準の基準 2(学習保証時間)を適用するような形態の認定審査は行いません。

2. (経過措置 6.の補足事項)

新基準を適用して認定審査を受ける場合、2009年度以前入学生を含む学習・教育についても、新基準との適合について自己点検書に記述する必要があります。特に、授業時間の確保については、2009年度以前入学生についても授業時間を自己点検書に記載してください。仮に入学時点では、旧基準に基づき学習の量を学習保証時間で計画していた場合でも、授業時間のみを記述してください。旧基準の学習保証時間に関する記述や資料を自己点検書に記載しないでください。また、入学年度によって授業時間が異なる場合には、そのことが明確にわかるよう記述し、それぞれの対応について示してください。

新基準で新たに対応を求めた項目(基準 2における授業時間の確保、自己学習時間確保の取り組み、基準 3における授業時間のシラバス等への記載、プログラムからの移籍のルールを整備)については、以下の考え方に基づいて審査を行います。2009年度以前入学生対象の学習・教育でなされた、あるいは今後なされる予定の新基準への対応が、入学後に変更しうる対応として合理的なものであり、かつ、2010年度入学生対象の学習・教育が新基準に適合していれば、新基準に適合していると判断します。その際、2010年度入学生を対象とした学習・教育でなされた新たな対応については、2010年度の審査の時点で十分な実績が積まれていないことは問題にはしません。しかし、新たな対応がそれまでの学習・教育と大きく異なり、かつ、今後の学年進行においてその実現可能性について懸念や弱点があると判断される場合には、適合(A判定)とはしない場合があります。